

ご存じですか

お年寄りのための助成

▼老人保健医療 満70歳以上の人または、満65歳以上70歳未満で一定の障害のある人で、健康保険の被保険者本人と扶養家族が対象。

▼重度心身障害老人の医療費 老人保健医療の支給を受けることができ、一定の障害のある人で、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以下のとき、医療費の自己負担分の助成が受けられます。

▼はり・きゅう・マッサージ助成 65歳以上の人

が「はり・きゅう・マッサージ」を受けられる場合に、費用の一部を助成します。

対象は、各種の健康保険の適用を受けない場合で、毎年4月から翌年3月末までに10回受けられます。助成額は、市と契約した府内の施設所は100円ずつ、それ以外は、市が1000円を限度とします。お問い合わせは、福祉保健部高齢者福祉課(内線34)给您します。

金市民税非課税世帯で、満65歳以上の人人が入院した場合に支給します。

老人入院見舞金

老人保健医療ほか

はり・きゅう・マッサージ助成

老人入院見舞金